

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モーリシヤス	零細漁業管理訓練施設改善計画 のための贈与に関する日本国政 府とモーリシヤス共和国政府と の間の交換公文	要な 1. 零細漁業管理訓練施設、棧橋及び関連施設の建設に 必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びびその搬送に必要な役務の供与 3. 車面及びびその搬送に必要な役務の供与 4. 上記1、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供 与	779,000千円 (H14年度 231,000千円) H15.3.31まで (H15年度 548,000千円) H16.3.31まで	H14.9.6 ポート・ ルイスで (同日)	日本側 日向精義在モーリ シアス大使 モーリシアス側 アニル・ クワルシン・ガイヤン外 務・地域協力大臣	H16.1.19 15号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

モーリシヤスとの無償資金協力取極一覧